

保護者様

令和7年10月9日

益子町立益子中学校長 池田 範夫

感染症に関する証明書等の取扱いについて

日頃より、保健教育並びに感染症対策等にご協力いただき感謝申し上げます。
さて、感染症に関する証明書等の取扱いについては、下記のとおりの対応とさせていただきますので、ご協力くださいますようお願ひいたします。

なお、季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症と診断された場合、従来どおり「受診証明書」の提出は必要ありません。新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行による、医療のひつ迫を回避するための対応となりますので、ご理解をお願いいたします。

記

1 感染症に関する証明書等

| 種類 | 配布場所 | 感染症名 |
|--------|------------|--|
| ①受診証明書 | | インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 ※証明書は必要ありません。 |
| ②意見書 | 芳賀都市内の医療機関 | 麻疹(はしか)、風しん、水痘(水疱瘡)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、結核、咽頭結膜熱(プール熱)、流行性角結膜炎、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症(0157、026、0111等)、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎 |
| ③登校届 | 学校 | 溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病およびヘルパンギーナ、伝染性紅斑(りんご病)、ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)、帯状疱疹、伝染性軟属腫(水いぼ)、伝染性膿痂疹、頭ジラミ ※上記③の感染症につきましては、全てが出席停止になるわけはありません。症状に応じて対応が異なります。 |

※ 芳賀都市以外の医療機関を受診した場合や、学校から「証明書」を発行してもらうよう医師から指示された場合は、学校に連絡してください。

2 法的根拠

○学校保健安全法

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

○学校保健安全法施行令

第六条 校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒にあってはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあっては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

※ 上記の法的根拠に基づいて対応しておりますので、感染症と診断された場合は、ただちに学校に連絡をお願いします。

3 出席停止期間について

○インフルエンザ

発症した次の日から5日を経過し、かつ、解熱後(熱が下がった次の日から)2日を経過するまで

○新型コロナウイルス感染症

発症した次の日から5日を経過していること

○その他の感染症・・・医師の指示に従う。不明なときは、学校までお問い合わせください。